

[経過措置]

Q 7. 改正告示の施行日に関する経過措置とはどのようなものですか。

A. この改正告示の施行日（平成31年4月1日）より前に見積書が作成された引越運送については、施行日後に実際の引越が行われる場合であっても、改正前の引越運送約款が適用されることとなります。これは、一旦見積書が作成された引越運送について、引越が施行日をまたいで行われた場合に、適用される約款に変更が生じることによる混乱を避けるための措置です。

Q 8. この改正告示の施行日（平成31年4月1日）より前に作成された見積書の内容に施行日後、変更が生じ、新たに見積書を発行した場合には、新旧どちらの約款が適用されるのですか？

A. 改正後の第3条に従って見積書を発行し直した場合は、新約款が適用されることとなります。

ただし、トラブルが発生しないよう見積書を発行し直すことにより新約款が適用となる旨について、利用者にはしっかりと説明することが必要です。